

目 次

津市条例

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例

津市防災物流施設の設置及び管理に関する条例

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

津市市税条例の一部を改正する条例

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市母子保健法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市生活保護法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則の一部を改正する規則

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所の指定

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定

国民健康保険被保険者証の無効告示

公示送達

公示送達

議決を経た予算の公表

津市公告

開発行為に係る工事の完了

犬の抑留

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市上下水道事業公告

津都市計画及び安濃都市計画下水道事業の変更認可に係るの写しの縦覧場所

松阪市都市計画下水道事業の変更認可に係るの写しの縦覧場所

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 39 号

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(津市農業委員会の部会に関する条例の一部改正)

第 1 条 津市農業委員会の部会に関する条例（平成 18 年津市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。）第 19 条第 1 項及び同条第 3 項の規定に基づき設置する」を「）第 16 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、」に改める。

第 2 条中「、第 2 農地部会及び農業振興部会」を「及び第 2 農地部会」に改める。

第 3 条の見出し中「農地部会」を「部会」に改め、同条中「法第 19 条第 1 項の規定による各部会を構成する」を「各部会の」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 第 1 農地部会 14 人
- (2) 第 2 農地部会 10 人

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

(津市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正)

第 2 条 津市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（平成 18 年津市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市農業委員会の委員等の定数に関する条例

本則中「農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条第

1 項の規定に基づき、」及び「選挙による」を削り、「40人」を「24人」に改め、本則を第2条とし、同条に見出しとして「（農業委員会の委員の定数）」を付し、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、津市農業委員会の委員及び津市農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

本則に次の1条を加える。

（農地利用最適化推進委員の定数）

第3条 津市農地利用最適化推進委員の定数は、86人とする。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年津市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会委員の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額 20,000円
-------------	------------

（津市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正）

第4条 津市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成18年津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に、「その他の関係人」を「、関係人等」に改める。

第2条第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に、「関係人」を「関係者」に改める。

（津市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の数に関する条例の廃止）

第5条 津市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の数に関する条例（平成18年津市条例第299号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 40 号

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(本市の責務)

第 3 条 本市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成 18 年津市条例第 104 号）による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による一人親家庭等の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による妊産婦の医療費及び健康診査費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による乳児家庭全戸訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による結核に係る健康診断に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に準じて行うがん検診に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	健康増進法に準じて行う健康診査に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	妊娠・出産包括支援事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による公営住宅（同法第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）若しくは住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）による改良住宅（同法第 2 条第 6 項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって	生活保護関係情報、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の

	規則で定めるもの	徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	
1 0 市長	老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 1 市長	母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	障害者の日常生活及び社	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
１６ 市長	子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
１７ 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険給付関係情報、住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による特別児童扶養手当の支給に関

		する情報、同法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
18 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による一人親家庭等の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による子ども	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、

	もの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 1 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による妊産婦の医療費及び健康診査費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 2 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第 3（第 5 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 41 号

津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下之川住民交流センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 住民の交流促進及び健康増進を図り、もって地域コミュニティの形成及び地域の活性化に資するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市下之川住民交流センター
- (2) 位置 津市美杉町下之川 5297 番地 1

(施設)

第 4 条 センターに次に掲げる施設を設置する。

- (1) 会議施設
- (2) 温浴施設

(使用の許可)

第 5 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を

しないものとする。

- (1) 営利を図る目的で使用するおそれのあるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (3) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (4) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(使用料)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用しようとする日の2日前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 13 条 使用者その他センターを利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（使用者等に対する指示）

第 14 条 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

（委任）

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 1 日から施行する。
- 2 会議施設の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 7 条関係）

会議施設の使用料

単位 円

時間区分 使用区分	①	②	③	④	⑤	⑥
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 10 時ま で	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 10 時ま で	午前 9 時 から午後 10 時ま で
大会議室	2,100	2,800	4,000	4,900	6,800	8,900
中会議室	1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	6,500
小会議室	900	1,200	2,000	2,100	3,200	4,100
〔備考〕 1 使用許可を受けた時間を超える使用は、施設の使用に関し支障がない限り、1 時間を限度として認めることとし、その超過に係る使用料は、次の各号に掲げる時間区分を超える使用にあつては、それぞれ当該各号に定める額（当該額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 時間区分①、②及び④ 時間区分①の使用料の 3 分の 1 の額 (2) 時間区分③、⑤及び⑥ 時間区分③の使用料の 4 分の 1 の額 2 この表に定める使用料には、冷暖房の使用料及び当該施設の使用に係る光熱水費等を含むものとする。						

別表第 2 （第 7 条関係）

温浴施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料
当日使用券 （１回につき）	６歳以上１３歳未満	１５０
	１３歳以上６５歳未満	３００
	６５歳以上	１５０
年間券 （１年間）	６歳以上１３歳未満	５，０００
	１３歳以上６５歳未満	１０，０００
	６５歳以上	５，０００
〔備考〕 ６歳未満の使用料は、無料とする。		

別表第3（第7条関係）

設備器具の使用料

単位 円

名 称	使用区分	使用料
マッサージ機	1 人 1 回につき	1 0 0
エアロバイク	1 人 1 回につき	1 0 0
電動式トレッドミル	1 人 1 回につき	1 0 0

津市防災物流施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 42 号

津市防災物流施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、防災物流施設（以下「物流施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 災害発生時における生活物資の緊急輸送・備蓄及び緊急時の被災者の救護等に係る拠点とするとともに、防災学習等及び住民の地域活動の拠点として供し、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため、物流施設を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 物流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市防災物流施設
- (2) 位置 津市雲出伊倉津町 792 番地 1

(施設)

第 4 条 物流施設に物資一時保管倉庫及び被災者救護等対策室のほか、津市雲出地区防災コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(使用の許可)

第 5 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、物流施設の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用の優先)

第 6 条 物流施設を災害発生時における生活物資の緊急輸送・備蓄に係る拠点

若しくは緊急時の被災者の救護等に係る拠点又は住民の避難の場として使用するときは、他のいかなる場合の使用より優先する。

（使用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 営利を図る目的で使用するおそれのあるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (3) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (4) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

（使用料）

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 市長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用しようとする日の2日前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

（権利譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

（原状回復の義務）

第13条 使用者は、センター及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第14条 使用者その他物流施設を利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（使用者等に対する指示）

第15条 市長は、物流施設の管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 センターの使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

センターの使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時から 午後0時30 分まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30 分まで	午前9時から 午後9時30 分まで
研修室1	2, 8 0 0	2, 8 0 0	3, 4 0 0	7, 1 0 0
研修室2	2, 8 0 0	2, 8 0 0	3, 4 0 0	7, 1 0 0
会議室1	8 0 0	8 0 0	1, 1 0 0	2, 1 0 0
会議室2	8 0 0	8 0 0	1, 1 0 0	2, 1 0 0
〔備考〕 冷暖房時の使用料については、この表に定める使用料の10分の3の額を加算する。				

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 43 号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び
津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
改正)

第 1 条 津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
(平成 18 年津市条例第 47 号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成２４年法律第６３号。以下「平成２４年一元化法」という。）附則第４１条第１項の規定による障害共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）による障害基礎年金（同法第３０条の４の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	０．７３
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８６
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成２４年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成２４年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	０．８８
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	０．７５
	国民年金等改正法附則第７８条第１項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	０．７５

	国民年金等改正法附則第３２条第１項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	０．８９
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	０．７３
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８３
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成２４年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	０．８８
	旧船員保険法による障害年金	０．７４
	旧厚生年金保険法による障害年金	０．７４
	旧国民年金法による障害年金	０．８９
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成２４年一元化法附則第４１条第１項の規定による遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第２８条第１項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	０．８０
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８４
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	０．８８
	国民年金等改正法附則第８７条第１項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	０．８０

	国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 8 0
	国民年金等改正法附則第 3 2 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 9 0

附則第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 7 3
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 6
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 2 4 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0. 8 8
旧船員保険法による障害年金	0. 7 5
旧厚生年金保険法による障害年金	0. 7 5
旧国民年金法による障害年金	0. 8 9

(津市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第2条 津市職員の再任用に関する条例（平成18年津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算

額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第1条の規定による改正前の津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 44 号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。
第 8 条から第 17 条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 8 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項の規定により条例で定める方法は、その猶予する期間内において、その猶予に係る金額を各月に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な

事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 当該猶予を受けようとする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）
- (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (5) 当該猶予を受けようとする期間
- (6) 分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入するかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入する場合にあっては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (7) 当該猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 当該猶予を受けようとする日前１年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 当該猶予を受けようとする金額が１００万円を超え、かつ、猶予期間が３月を超える場合には、地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号。以下「令」という。）第６条の１０の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

３ 法第１５条の２第２項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第１項第２号から第７号までに掲げる事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

４ 法第１５条の２第２項及び第３項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第２項第２号から第４号までに掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

５ 法第１５条の２第３項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号
- (2) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (4) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (5) 第１項第６号及び第７号に掲げる事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

６ 法第１５条の２第４項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第２項第４号に掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

７ 法第１５条の２第８項の条例で定める期間は、２０日とする。

（徴収猶予の取消しに係る債権）

第１０条 法第１５条の３第１項第４号の条例で定める債権は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、特定教育・保育施設等利用者負担額並びに公共下水道事業受益者負担金及び分担金とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第 1 1 条 法第 1 5 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 1 5 条第 3 項及び第 5 項の規定により条例で定める方法は、第 8 条第 1 項に規定する方法とする。

2 第 8 条第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 1 5 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 1 5 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第 1 5 条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第 9 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 法第 1 5 条の 5 の 3 第 2 項において読み替えて準用する法第 1 5 条の 3 第 1 項第 4 号の条例で定める債権は、前条に規定する債権とする。

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第 1 2 条 法第 1 5 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、6 月とする。

2 法第 1 5 条の 6 第 2 項の条例で定める債権は、第 1 0 条に規定する債権とする。

3 法第 1 5 条の 6 第 3 項において読み替えて準用する法第 1 5 条第 3 項及び第 5 項の規定により条例で定める方法は、第 8 条第 1 項に規定する方法とする。

4 第 8 条第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 1 5 条の 6 第 3 項において読み替えて準用する法第 1 5 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

5 法第 1 5 条の 6 の 2 第 1 項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第 9 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- (4) その他市長が必要と認める事項

6 法第 1 5 条の 6 の 2 第 1 項及び第 2 項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

7 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第7号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第4号までに掲げる事項

(3) 第5項第3号に掲げる事項

(4) その他市長が必要と認める事項

8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

9 法第15条の6の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号の条例で定める債権は、第10条に規定する債権とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第13条 法第16条の条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第14条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第36条の2第8項中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

第51条第2項第1号中「（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第8条から第10条まで及び第13条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる

規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第11条及び第13条（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第12条及び第13条（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 45 号

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成 26 年津市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表津市高野保育園の項中「140 人」を「150 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 46 号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成 18 年津市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「51 万円」を「52 万円」に改める。

第 16 条の 10 中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 21 条中「14 万円」を「16 万円」に改める。

第 25 条第 1 項中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 2 項中「51 万円」を「52 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 3 項中「51 万円」を「52 万円」に、「14 万円」を「16 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 47 号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

埋立処分地施設	津市白銀環境清掃センター	津市片田田中町 13 83 番地	を
ごみ資源化施設	津市リサイクルセンター	津市片田田中町 13 42 番地 1	に

改める。

第 5 条第 1 項の表中

津市西部クリーンセンター	1 ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。） 2 廃棄物処理条例第 11 条第 3 項の規定により、市長が別に定める産業廃棄物	1 廃棄物の重量が 20 キログラム以下の場合 300 円 2 廃棄物の重量が 20 キログラムを超える場合 300 円に 20 キログラムを超える廃棄物の重量（以下「一律超過重量」という。）10 キログラム（一律超過重量に 10 キログラム未満の端数がある場合においては、その端数重量
津市クリーンセンター おおたか	ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。）	

		又は当該一律超過重量が5キログラム以上のときはこれらを10キログラムとし5キログラム未満のときはこれらを切り捨てるものとする。)について150円を加算した額	を
津市白銀環境清掃センター	ごみ（可燃物（粗大ごみに限る。）及び不燃物に限る。）	1 運搬車の最大積載量が500キログラム未満の場合 5,000円 2 運搬車の最大積載量が500キログラム以上1トン未満の場合 8,500円 3 運搬車の最大積載量が1トンの場合 17,000円 4 運搬車の最大積載量が1トンを超える場合 17,000円に1トンを超える積載量が500キログラム増すごとに8,500円を加算した額	

津市西部クリーンセンター	1 ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。） 2 廃棄物処理条例第11条第3項の規定により、市長が別に定める産業廃棄物	1 一般の家庭における日常生活に伴って生じた廃棄物 (1) 廃棄物の重量が20キログラム以下の場合 無料 (2) 廃棄物の重量が20キログラムを超える場合 20キログラムを超える部分の重量（その超える部分の重量に5キログラム未満の端数があるとき、又はその超える部分の全重量が5キログラム未満であるときはその端数重量又はその全重量
津市クリーンセンターおおたか	ごみ（可燃物（粗大ごみを除く。）に限る。）	
津市リサイクルセンター	ごみ（可燃物（粗大ごみに限る。）及び不燃物に限る。）	

を切り捨てるものとし、その超える部分の重量に5キログラム以上10キログラム未満の端数があるとき、又はその超える部分の全重量が5キログラム以上10キログラム未満であるときはその端数重量又はその全重量を10キログラムとする。) 10キログラムにつき150円

2 事業活動に伴って生じた廃棄物

に

(1) 廃棄物の重量が20キログラム以下の場合 300円

(2) 廃棄物の重量が20キログラムを超える場合 300円に20キログラムを超える部分の重量(その超える部分の重量に5キログラム未満の端数があるとき、又はその超える部分の全重量が5キログラム未満であるときはその端数重量又はその全重量を切り捨てるものとし、その超える部分の重量に5キログラム以上10キログラム未満の端数があるとき、又はその超える部分の全重量が5キログラム以上10キログラム未満であるときはその端数重量

		又はその全重量を10キログラムとする。) 10キログラムにつき150円を加算した額
--	--	---

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

津市教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 48 号

津市教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市教育集会所の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 244
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表津市木造教育集会所の項及び津市北岡本教育集会所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 45 号

津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成
22 年津市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「及び土曜日」を削る。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

津市母子保健法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 6 号

津市母子保健法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市母子保健法施行取扱規則（平成 2 5 年津市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中

「

出 生 場 所	
---------	--

」を

「

出 生 場 所		個 人 番 号	
---------	--	---------	--

」に、

「

住 所			
電 話 番 号	(自 宅)	—	—
	(携 帯)	—	—

」を

「

住 所		個 人 番 号	
電 話 番 号	(自 宅)	—	—
	(携 帯)	—	—

」に改める。

第 2 号様式中

「

住 所			
-----	--	--	--

」を

「

住 所		個 人 番 号	
-----	--	---------	--

」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

平成27年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市生活保護法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市生活保護法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

第2号様式（表）中

[illegible][illegible]

改める。

第 1 3 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

氏	名	続柄	性 別	生 年 月 日	学 歴	健康状態	職業・学年
			男・女	・ ・			
			男・女	・ ・			
			男・女	・ ・			
			男・女	・ ・			
			男・女	・ ・			
			男・女	・ ・			
			男・女	・ ・			
			男・女	・ ・			

」

を

「

氏	名	個人番号	続柄	性 別	生年月日	学 歴	健康状態	職業・学年
				男・女	・ ・			
				男・女	・ ・			
				男・女	・ ・			
				男・女	・ ・			
				男・女	・ ・			
				男・女	・ ・			
				男・女	・ ・			
				男・女	・ ・			

」

に改

める。

第 1 4 号様式から第 1 9 号様式まで、第 2 1 号様式及び第 2 5 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 48 号

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年津市規則第 245 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 2 号様式から第 4 号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成27年12月25日

に

改める。

附 則

この規則は、平成２８年１月１日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 50 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式（表） 中

申 込 者	住 所						連絡先電話番号
	ふりがな 氏 名						自 宅 勤務先
入 居 予 定 親 族	①現に同居している親族						
	氏 名	続柄	性別	生年月日	職 業	備 考	
		本人	男女	・ ・			
			男女	・ ・			
			男女	・ ・			
			男女	・ ・			
			男女	・ ・			
	②現在別居しているが同居しようとする親族						
	氏 名	続柄	性別	生年月日	職 業	備 考	
			男女	・ ・			
		男女	・ ・				

申 込 者	住 所						連絡先の電話番号
	ふりがな 氏 名						自 宅 勤務先

入 居 予 定 親 族	①現に同居している親族					
	氏名及び個人番号	続柄	性別	生年月日	職 業	備 考
		本人	男 女	・ ・		
			男 女	・ ・		
			男 女	・ ・		
			男 女	・ ・		
			男 女	・ ・		
	②現在別居しているが同居しようとする親族					
	氏名及び個人番号	続柄	性別	生年月日	職 業	備 考
			男 女	・ ・		
.....		男 女	・ ・			

に

改め、同様式（裏）中「あて先」を「宛先」に改める。

第 2 号様式、第 4 号様式、第 6 号様式、第 1 1 号様式、第 1 4 号様式、第 1 5 号様式、第 1 7 号様式、第 1 9 号様式及び第 1 9 号様式の 2 中「あて先」を「宛先」に改める。

第 2 1 号様式中「あて先」を「宛先」に、

	続柄	氏 名	生 年 月 日	勤 務 先	年間収入額	備 考
1	本人		年 月 日	名称 電話	円	
2			年 月 日	名称 電話	円	
3			年 月 日	名称 電話	円	
4			年 月 日	名称 電話	円	
5			年 月 日	名称 電話	円	
6			年 月 日	名称 電話	円	
計					円	

を

	続柄	氏名及び個人番号	生 年 月 日	勤 務 先	年間収入額	備 考
--	----	----------	---------	-------	-------	-----

1	本人		年 月 日	名称 電話	円	
2			年 月 日	名称 電話	円	
3			年 月 日	名称 電話	円	
4			年 月 日	名称 電話	円	
5			年 月 日	名称 電話	円	
6			年 月 日	名称 電話	円	
計					円	

改める。

第24号様式、第26号様式、第29号様式から第31号様式まで、第35号様式及び第37号様式から第39号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 5 1 号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「	<table><tr><td>続</td><td>柄</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	続	柄											を	「	<table><tr><td>続柄</td><td>個人番号</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	続柄	個人番号											に改める。	」
続	柄																													
続柄	個人番号																													

第 2 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「	<table><tr><td>住 所</td></tr><tr><td>世帯主 氏 名</td></tr><tr><td>電 話</td></tr></table>	住 所	世帯主 氏 名	電 話	⑩	を	世帯主	「	<table><tr><td>住 所</td></tr><tr><td>氏 名</td></tr><tr><td>個人番号</td></tr><tr><td>電 話</td></tr></table>	住 所	氏 名	個人番号	電 話	⑩	に、	」
住 所																
世帯主 氏 名																
電 話																
住 所																
氏 名																
個人番号																
電 話																

「	<table><tr><td>被 保 険 者</td><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td></td><td>住 所</td><td></td></tr></table>	被 保 険 者	氏 名			住 所		を	」
被 保 険 者	氏 名								
	住 所								

「	<table><tr><td>被 保 険 者</td><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td></td><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td></td><td>個 人 番 号</td><td></td></tr></table>	被 保 険 者	氏 名			住 所			個 人 番 号		に	」
被 保 険 者	氏 名											
	住 所											
	個 人 番 号											

改める。

第3号様式中「あて先」を「宛先」に、

「
住所
世帯主氏名
電話
」を世帯主
住所氏名
個人番号
電話
」
印に、

「
被保険者の住所
」を

「
被保険者の住所
個人番号
」に

改める。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に、

「
住所
世帯主氏名
電話
」を世帯主
住所氏名
個人番号
電話
」
印に、

「
被保険者の住所
」を

「
被保険者の住所
個人番号
」に

改める。

第 5 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「
住所
世帯主 氏名
電話
」
⑩ を 世帯主
住所
氏名
個人番号
電話
」
⑩ に、

「
生 年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
」
を
「
生 年 月 日 個人番号
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
」
に改める。

第 6 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 10 号様式（その 1）中「あて先」を「宛先」に、

「
住所
世帯主 氏名
電話
」
⑩ を 世帯主
住所
氏名
個人番号
電話
」
⑩ に、

「
被保険者証記号番号
資格 一般・退職本人・退職扶養
区分 70歳以上一般・70歳以上一定以上・3歳未満
傷 病 名
発病・負傷年月日
発 病 の 原 因
療養を受けた被
保 険 者 の 氏 名
手当又は診療薬
剤の支給を受け
た 病 院、診 療
所、薬局その他
のものの名称及
び 所 在 地
世帯主との続柄
を
」

被保険者証記号番号			
療養を受けた被保険者の氏名		世帯主との続柄	
個人番号			
資格区分	一般・退職本人・退職扶養 70歳以上一般・70歳以上一定以上・3歳未満	手当又は診療薬剤の支給を受けた病院、診療所、薬局その他のものの名称及び所在地	に
傷病名			
発病・負傷年月日	年 月 日		
発病の原因			

改める。

第10号様式（その2）（表）中

世帯主との続柄		を	<table border="1"> <tr> <td>世帯主との続柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号</td> <td></td> </tr> </table>	世帯主との続柄		個人番号		に、「あて先」を
世帯主との続柄								
個人番号								

住所氏名電話番号	住所氏名電話番号	住所氏名電話番号	住所氏名電話番号
「宛先」に、世帯主氏名電話番号	「宛先」に、世帯主氏名電話番号	「宛先」に、世帯主氏名電話番号	「宛先」に、世帯主氏名電話番号

に改める。

第11号様式中「あて先」を「宛先」に、

住所氏名電話番号	住所氏名電話番号	住所氏名電話番号	住所氏名電話番号
世帯主氏名電話番号	世帯主氏名電話番号	世帯主氏名電話番号	世帯主氏名電話番号

被保険者証記号番号				療養を受けた被保険者の氏名		世帯主との続柄
資格区分	一般	70歳以上一般		生年月日	年	月 日
	退職本人	70歳以上一定以上				
	退職扶養	3歳未満				
		その他				
傷病名				手当又は診療薬剤の支給を受けた病院、診療所、薬局その他のものの名称及び所在地		
傷病に要した費用の額		円				

を

被保険者証記号番号						世帯主との続柄	
療養を受けた被保険者の氏名							
個人番号							
資格区分	一般	70歳以上一般		生年月日	年	月 日	
	退職本人	70歳以上一定以上					
	退職扶養	3歳未満					
		その他					
傷病名				手当又は診療薬剤の支給を受けた病院、診療所、薬局その他のものの名称及び所在地			
傷病に要した費用の額		円					

に

改める。
第12号様式中「あて先」を「宛先」に、

住所	住所
世帯主氏名	氏名
電話	個人番号
	電話

① を 世帯主 ① に、

被保険者証記号番号		資格区分	一般・退職本人・退職扶養				
			70歳以上一般・70歳以上一定以上・3歳未満				
被保険者の氏名		生年月日	年	月	日	性別	男・女

を

被保険者証記号番号					
資格区分	一 般・退職本人・退職扶養	70歳以上一般・70歳以上一定以上・3歳未満			
被保険者の氏名		生年月日	年	月	日
				性別	男・女
個 人 番 号					

改める。

第 1 3 号様式中「あて先」を「宛先」に、

住 所	住 所
氏 名	氏 名
世帯主	世帯主
電 話	電 話

療養を受けた被保険者	療養を受けた被保険者
	個 人 番 号

第 1 3 号様式の 2 中

計算期間の始期 及び終期	年 月 日 から 年 月 日 まで
-----------------	----------------------

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 52 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 18 年津市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

別記 36 の項及び 37 の項を次のように改める。

36	削除	
37	納税証明書	法第 20 条の 10 等

別記 68 の項中「第 90 条第 2 項」を「第 89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 1 号様式（表）中「
年 月 日 発行」を「交付年月日
有効期限
年 月 日
年 月 日」に改め、同様式（裏）中「5 本証の有効期間は、発行の

日から 4 年とする。」を削る。

第 2 号様式（表）中「
年 月 日 発行」を「交付年月日
有効期限
年 月 日
年 月 日」に改め、同様式（裏）中「5 本証の有効期間は、発行の

日から 4 年とする。」を削る。

第 3 号様式（表）中「
年 月 日 発行」を「交付年月日
有効期限
年 月 日
年 月 日」に改め、同様式（裏）中「5 本証の有効期間は、発行の

日から 4 年とする。」を削る。

第7号様式中「あて先」を「宛先」に、

第 17 号様式、第 18 号様式、第 24 号様式及び第 28 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 3 2 号様式中「あて先」を「宛先」に、「氏 名（名称）」を

「氏 名（名称）」
個人（法人）番号」に改める。

第 3 5 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 3 6 号様式その 2 を削り、第 3 6 号様式その 1 を次のように改める。

第 3 6 号様式 削除

第 4 2 号様式中「あて先」を「宛先」に、

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

氏 名	
個 人 番 号	
生 年 月 日	年 月 日

扶養控除欄		氏 名	続柄	生 年 月 日
	配偶者控除			・ ・
	扶 養 控 除			・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・

扶養控除欄		氏 名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日
	配偶者控除				・ ・
	扶 養 控 除				・ ・
					・ ・
					・ ・
					・ ・

第 4 3 号様式その 1 (3)及び第 4 3 号様式その 4 (3)中

支払者の名称	
公的年金の種類	

を

支払者の名称	
支払者の法人番号	
公的年金の種類	

に改める。

第 4 7 号様式及び第 4 8 号様式を次のように改める。

第 号 市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

※市記入欄	処 理 区 分	承 認	施 行	年 月 日		決 裁	年 月 日		起 案	年 月 日	
		却 下	名 簿	記 入		徴 収 簿 台 帳	記 入			通 知 書 作 成	
	(却下の理由)										

第 4 8 号様式（第 2 1 条関係）

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

年 月 日 (宛先) 津市長	届	氏 名 又 は 名 称		特別徴収義務者 指 定 番 号	
	出	住 所 又 は 所 在 地	㊟	電 話 番 号	
	者	法 人 番 号 (法人の場合に限る。)		担 当 者 名	
津市市税条例第46条の4の規定により届出をします。					
納期の特例の要件を欠いた理由		1 給与の支払を受ける人が常時 1 0 人未満でなくなったため 2 納期の特例の必要がなくなったため 3 その他 ()			
摘 要 及 び 連 絡 事 項					

※ 市 記 入 欄	納期の特例の承認の取消しによる 納 期 の 特 例	納 期 の 特 例 を 認 め た 税 額	備 考 欄	
	月分から 月分までの 納期は 月 日となる。	月分から 月分まで 円		

第 5 0 号様式中

法 人 番 号	
---------	--

を

管 理 番 号	
法 人 番 号	

に、「あ

て先」を「宛先」に改める。

第 5 1 号様式中「あて先」を「宛先」に、
「申請者 法 人 名 代表者氏名 電 話

「納税義務者 法 人 名 代表者氏名 法 人 番 号 電 話

㊦ を ㊦ に改める。

第 5 3 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 5 4 号様式中「納税者 住 所 氏 名」を「納税義務者 住 所 氏 名」に改める。

第 6 0 号様式中「あて先」を「宛先」に、
「 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) ㊦ を

「住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) ㊦ に改める。

個人 (法人) 番号

第 6 1 号様式中「あて先」を「宛先」に、

納税義務者	住 所	
	氏 名	

を

納税義務者	住 所	
	氏 名	
	個人 (法人) 番号	

に

改める。

第 6 2 号様式中「あて先」を「宛先」に、
「 住 所
(所在地)
氏 名 ㊤ を
(名 称) 」

「住 所 (所在地)
氏 名 (名 称) ㊤ に改める。
個人 (法人) 番号 」

第 6 3 号様式中「あて先」を「宛先」に、
「 住 所
(所在地)
氏 名 ㊤ を
(名 称) 」

「住 所 (所在地)
氏 名 (名 称) ㊤ に改める。
個人 (法人) 番号 」

第 6 5 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 6 8 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

所 有 者	住 所	
	氏 名	

」を

「

所 有 者	住 所	
	氏 名	
	個人番号	

」に改め、

同様式を第 6 8 号様式その 2 とし、第 6 7 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第68号様式その1 (第21条関係)

軽自動車税減免申請書

平成 年 月 日

(宛先) 津市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称 印

(法人代表者氏名) (印)

個人（法人）番号

電話番号

津市市税条例 第89条第2項 の規定により、軽自動車税の減免を申請します。
第90条第3項

軽自動車等の所有者等	所在地	
	名称	
	法人番号	
軽自動車等の種別		
主たる定置場		
原動機の型式		
原動機の総排気量又は定格出力		
用途		
形状		
車両番号又は標識番号		
事業内容（第 8 9 条第 2 項の規定による申請の場合に限る。）		
軽自動車等の使用目的（第 8 9 条第 2 項の規定による申請の場合に限る。）		

第 6 9 号様式、第 7 6 号様式その 1 及び第 7 6 号様式その 2 中「あて先」を「宛先」に改める。

第 8 0 号様式中「あて先」を「宛先」に、

納税義務者	住 所 (所 在 地)		を
	氏 名 (名 称)		

納税義務者	住 所 (所 在 地)		に改める。
	氏 名 (名 称)		
	法 人 番 号 ※法人の場合に限る。		

第 8 2 号様式及び第 8 3 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 3 号様式その 1 (3) 及び第 4 3 号様式その 4 (3) の改正規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 1 号様式から第 4 号様式までの規定は、この規則の施行の日以後に交付する徴税吏員証、市税・犯則事件調査吏員証、固定資産評価員証及び固定資産評価補助員証（以下「徴税吏員証等」という。）について適用し、同日前に交付した徴税吏員証等については、なお従前の例による。

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 53 号

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年津市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第 1 の規則で定める事務)

第 2 条 条例別表第 1 の 1 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 1 項に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 24 条第 1 項に準じて行う保護の開始若しくは同条第 9 項に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 25 条第 1 項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第 2 項に準じて行う職権による保護の変更に係る事務
- (4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 26 条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 55 条の 4 第 1 項に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 63 条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

- (7) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までに準じて行う徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第 3 条 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成 18 年津市条例第 104 号。以下「福祉医療費等助成条例」という。）第 4 条第 3 項の受給資格の認定に関する事務

- (2) 福祉医療費等助成条例第 9 条の助成の決定に関する事務

第 4 条 条例別表第 1 の 3 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉医療費等助成条例第 4 条第 3 項の受給資格の認定に関する事務

- (2) 福祉医療費等助成条例第 9 条の助成の決定に関する事務

第 5 条 条例別表第 1 の 4 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉医療費等助成条例第 4 条第 3 項の受給資格の認定に関する事務

- (2) 福祉医療費等助成条例第 9 条の助成の決定に関する事務

第 6 条 条例別表第 1 の 5 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉医療費等助成条例第 4 条第 3 項の受給資格の認定に関する事務

- (2) 福祉医療費等助成条例第 9 条の助成の決定に関する事務

第 7 条 条例別表第 1 の 6 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉医療費等助成条例第 4 条第 3 項の受給資格の認定に関する事務

- (2) 福祉医療費等助成条例第 9 条の助成の決定に関する事務

第 8 条 条例別表第 1 の 7 の項の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 の 2 第 1 項の乳児家庭全戸訪問事業の対象者であることの事実の確認に関する事務とする。

第 9 条 条例別表第 1 の 8 の項の規則で定める事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 2 第 3 項の結核に係る定期の健康診断の対象者であることの事実の確認に関する事務とする。

第 10 条 条例別表第 1 の 9 の項の規則で定める事務は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 に準じて行う胃内視鏡検査による胃がん検診、超音波検査による乳がん検診及び前立腺がん検診の対象者であることの事実の確認に関する事務とする。

第 11 条 条例別表第 1 の 10 の項の規則で定める事務は、健康増進法 19 条の 2 に準じて行う 19 歳以上 39 歳以下の者に係る健康診査の対象者である

ことの事実の確認に関する事務とする。

第 1 2 条 条例別表第 1 の 1 1 の項の規則で定める事務は、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第 1 3 条 条例別表第 1 の 1 2 の項の規則で定める事務は、妊娠・出産包括支援事業における母子保健に係る利用者支援、産前・産後サポート及び産後ケアに関する事務とする。

(条例別表第 2 の規則で定める事務及び情報)

第 1 4 条 条例別表第 2 の 1 の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童福祉法第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所給付費、同法第 2 1 条の 5 の 4 第 1 項の特例障害児通所給付費又は同法第 2 1 条の 5 の 1 2 第 1 項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）
- (2) 児童福祉法第 2 1 条の 5 の 8 第 2 項の通所給付決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 児童福祉法第 2 1 条の 6 の障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 1 5 条 条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める事務は身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 8 条第 1 項の障害福祉サービスの提供又は同条第 2 項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務とし、同表の 2 の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る生活保護法による保護の決定及び実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- (2) 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情

報

第16条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項の家賃の決定及び第18条第1項の敷金の徴収に関する情報

イ 要保護者等に係る住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する情報

ウ 要保護者等に係る住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下「旧公営住宅法」という。）第12条第1項の家賃の決定に関する情報

エ 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

オ 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第55条の4第1項に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号アからウまでに掲げる情報

(6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第17条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２４条の５第１項各号に掲げる者に対する県民税又は同法第２９５条第１項各号に掲げる者に対する市民税の課税に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 納税義務者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
 - (2) 地方税法第３４条第１項第３号及び第３１４条の２第１項第３号の社会保険料の控除の適用に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による保険料の徴収に関する情報
 - イ 納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る介護保険法（平成９年法律１２３号）による保険料の徴収に関する情報
 - (3) 地方税法第３２１条の７の２の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する事務 納税義務者に係る介護保険法による保険料の額の決定及び当該保険料の徴収に関する情報
 - (4) 地方税法第３２３条の市民税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
 - (5) 地方税法第３６７条の固定資産税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
 - (6) 地方税法第４５４条の軽自動車税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護関係情報
 - (7) 市税及び県税（県民税に限る。）に係る徴収金の徴収に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 納税義務者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報
 - イ 納税義務者に係る介護保険法による保険料の徴収に関する情報
 - ウ 納税義務者に係る生活保護実施関係情報
 - エ 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 第１８条 条例別表第２の５の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 公営住宅法第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法第2条第2号の公営住宅の入居者又は同居者（以下「公営住宅入居者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 公営住宅法第29条第7項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (7) 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第19条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は国民健康保険法第77条の保険料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請を行う納付義務者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該申請を行う納付義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第20条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項の保険料の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の7の項の規則で定める情報は当該申請を行う被保険者又は被保険者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第21条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の障害福祉サービスの提供に関する事

務とし、同表の 8 の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 22 条 条例別表第 2 の 9 の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する公営住宅法第 18 条第 2 項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 住宅地区改良法第 2 条第 6 項の改良住宅の入居者又は同居者（以下「改良住宅入居者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する公営住宅法第 19 条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する公営住宅法第 25 条第 1 項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する公営住宅法第 32 条第 1 項の明渡しの請求に関する事務 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する公営住宅法第 48 条の条例で定める事項に関する事務 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 住宅地区改良法第 29 条第 3 項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第 12 条第 2 項（旧公営住宅法第 21 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (7) 住宅地区改良法第 29 条第 3 項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第 21 条の 2 第 2 項の割増賃料の徴収に関する事務 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (8) 住宅地区改良法第 29 条第 3 項の規定によりその例によることとされる

旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する旧公営住宅法第13条の2の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第23条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務 同法第10条の4第1項又は第11条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第24条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務とし、同表の11の項の規則で定める情報は同法第20条の措置に係る未熟児又は当該未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第25条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は高齢者の医療の確保に関する法律第51条第1号の適用除外に係る事実についての確認に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該適用除外となる被保険者等に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該適用除外となる被保険者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第26条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の

自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者若しくは支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第27条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護

実施関係情報

(3) 介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(4) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(5) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せられる被保険者に係る外国人生活保護実施関係情報

(6) 介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(7) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第27条第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(8) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(9) 介護保険法施行規則第83条の6（同令第97条の4において準用する場合を含む。）の市の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(10) 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

2 前項第1号、第2号及び第9号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第1号及び第2号中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法」と、前項第9号中「介護保険法施行

規則」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則」と読み替えるものとする。

第28条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第29条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 子ども・子育て支援法第23条第1項の子どものための教育・保育給付

に係る支給認定の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該変更の申請を行う保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

- (3) 子ども・子育て支援法第23条第4項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査に関する事務
当該支給認定に係る保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

- (4) 子ども・子育て支援法第24条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査に関する事務 当該支給認定に係る保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第30条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1項に準じて行う保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報
- ア 要保護者等に係る生活保護実施関係情報
 - イ 要保護者等に係る生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
 - ウ 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第55条の4第1項に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報
 - エ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る県民税又は市民税に関する情報
 - オ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る公営住宅法第16条第1項の家賃の決定及び第18条第1項の敷金の徴収に関する情報
 - カ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
 - キ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する情報
 - ク 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第1項の家賃の決定に関する情報
 - ケ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る児童扶養手当法（昭和36年法律238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）

- コ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）第３条第１項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
 - サ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第１７条の障害児福祉手当、同法第２６条の２の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報
 - シ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る母子保健法第２０条第１項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
 - ス 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る児童手当法（昭和４６年法律第７３号）第８条第１項（同法附則第２条第３項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第２条第１項の給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）
 - セ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る介護保険法第１８条第１号の介護給付、同条第２号の予防給付又は同条第３号の市町村特別給付の支給に関する情報
 - ソ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る介護保険法第１１５条の４第１項から第３項までに定める地域支援事業の実施又は同法１２９条第１項の保険料の徴収に関する情報
 - タ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６条の自立支援給付の支給に関する情報
- (2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第２４条第１項に準じて行う保護の開始又は同条第９項に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
 - (3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第２５条第１項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第２項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 第１号に掲げる情報
 - (4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第２６条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 第１号に掲げる情報
 - (5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第６３条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 第１号に掲げる情報

- (6) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までに準じて行う徴収金の徴収（同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第 1 号に掲げる情報

第 31 条 条例別表第 2 の 18 の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 福祉医療費等助成条例第 4 条第 3 項の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請者及び扶養義務者等に係る地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）

ウ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）

エ 当該申請者に係る外国人生活保護実施関係情報

- (2) 福祉医療費等助成条例第 9 条の助成の決定に関する事務 当該助成の受給者及び当該受給者と同一の世帯に属する者（以下「福祉医療費受給者等」という。）に係る医療保険給付関係情報

第 32 条 条例別表第 2 の 19 の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 福祉医療費等助成条例第 4 条第 3 項の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 前条第 1 号に掲げる情報

イ 当該申請者に係る児童扶養手当関係情報

- (2) 福祉医療費等助成条例第 9 条の助成の決定に関する事務 福祉医療費受給者等に係る医療保険給付関係情報

第 33 条 条例別表第 2 の 20 の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 福祉医療費等助成条例第4条第3項の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 第31条第1号に掲げる情報

イ 当該申請者に係る児童手当関係情報

(2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務 福祉医療費受給者等に係る医療保険給付関係情報

第34条 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 福祉医療費等助成条例第4条第3項の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 第31条第1号に掲げる情報

(2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務 福祉医療費受給者等に係る医療保険給付関係情報

第35条 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 福祉医療費等助成条例第4条第3項の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 第31条第1号に掲げる情報

(2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務 福祉医療費受給者等に係る医療保険給付関係情報

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第36条 条例別表第3の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う保護者等に係る地方税関係情報

(2) 子ども・子育て支援法第23条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該変更の申請を行う保護者等に係る地方税関係情報

(3) 子ども・子育て支援法第23条第4項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査に関する事務 当該支給認定に係る保護者等に係る地方税関係情報

- (4) 子ども・子育て支援法第24条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査に関する事務 当該支給認定に係る保護者等に係る地方税関係情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 12 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 54 号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式その 1 中

「

対象者	氏名	(フリガナ)	性別	男・女	生 月 日	年 月 日	津市使用欄
	住所	電話					

を

」

「

対象者	氏名	(フリガナ)	性別	男・女	生 月 日	年 月 日	個人番号
	住所	津 市 使用欄					
							電話

に、

」

「

対象者から みた続柄		津 市 使用欄
---------------	--	---------

を

対象者から みた続柄		個 番 人 号
---------------	--	---------

に、

」

「

対象者から みた続柄		津 市 使用欄
---------------	--	---------

を

対象者から みた続柄		個 番 人 号
---------------	--	---------

に、

」

「

氏名		対象者から みた続柄		津 市 使用欄
住所				

を

」

「

氏名		対象者から みた続柄		個 番 人 号
住所				津 市 使用欄

に改める。

」

第 2 号様式中

氏 名	続 柄	生年月日	同居 別居の別	現 住 所
	世帯主		同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	

氏 名	続 柄	生年月日	同居 別居の別	現 住 所
個 人 番 号				
	世帯主		同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	
			同居・別居	

改める。
第 1 1 号様式中

保等 護 者 加 入 医 療 保 険	住 所					
	氏 名					
	記 号 ・ 番 号					
	被 保 険 者 組 合 員 世 帯 主	氏 名		受給者との 続 柄		
		住 所				
	保 険 種 別	1 国保 2 協会 3 組合 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期				1 国保 2 協会 3 組合 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期
	資格取得（認定）年月日					
	所 在 地					
	名 称					
	保 険 者 番 号					

保護者等	住所									
	氏名									
	個人番号									
加入医療保険	記号・番号									
	被保険者組合 世帯主	住所								
		氏名			受給者との続柄					
		個人番号								
	保険種別		1 国保 2 協会 3 組合 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期				1 国保 2 協会 3 組合 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期			
資格取得（認定）年月日										
所在地										
名称										
保険者番号										

改める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

津市告示第 2 8 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例 1 2 条第 2 項及び第 1 4 条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 2 月 3 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 2 月 3 日
アスト公共自転車等駐車場	1 3 2	平成 2 7 年 1 2 月 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 7 年 1 2 月 7 日
アスト公共自転車等駐車場	2	平成 2 7 年 1 2 月 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 8 2 号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、
地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送
達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇 〇	平成 2 6 年度固定資産 税都市計画税 4 期分督 促状、平成 2 7 年度固定 資産税都市計画税 2 期 分督促状

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算
して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 283 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 の規定に基づき、下記のとおり指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 51 条の 30 第 2 項及び児童福祉法第 24 条の 37 第 1 項の規定により告示する。

平成 27 年 12 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
有限会社 With A Will
- 2 事業所の名称
With A Will 相談支援事業所
- 3 事業所の所在地
津市本町 26 番 16 号
- 4 指定年月日
平成 28 年 1 月 1 日
- 5 指定事業の種類
特定相談支援、障害児相談支援
- 6 事業所番号
特定相談支援 2430502282
障害児相談支援 2470500451

津市告示第 284 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 の規定に基づき、
下記のとおり指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法 24 条の 37 第
1 項の規定により告示する。

平成 27 年 12 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
合同会社おうばいとうり
- 2 事業所の名称
パーソンセンラルゆらゆら
- 3 事業所の所在地
津市久居北口町 9 2 1 番地 2 3
- 4 指定年月日
平成 28 年 1 月 1 日
- 5 指定事業の種類
障害児相談支援
- 6 事業所番号
2 4 7 0 5 0 0 4 4 4

津市告示第 285 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 27 年 12 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 2 2 0 4 1 4	平成 27 年 10 月 1 日	平成 27 年 12 月 3 日
9 2 4 3 6 2 8	平成 27 年 11 月 18 日	平成 27 年 11 月 29 日

津市告示第 2 8 6 号

下記の者の交付要求通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇〇	交付要求通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 8 7 号

下記の者の配当計算書（謄本）、充当通知書及び債権差押解除通知書 は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇 〇〇	配当計算書（謄本） 充当通知書 債権差押解除通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 288 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 27 年 12 月 17 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 27 年 12 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成 27 年 12 月 17 日に議決を経た予算

平成 27 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 27 年度津市モーターボート競走事業特別会計予算（第 2 号）

平成 27 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度津市介護保険事業特別事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度津市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 27 年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 27 年度津市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,092,765 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118,487,600 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		1,959,261	△9,155	1,950,106
	1 分 担 金	51,292	△9,155	42,137
15 国 庫 支 出 金		14,731,951	409,714	15,141,665
	1 国 庫 負 担 金	11,060,978	396,739	11,457,717
	2 国 庫 補 助 金	3,666,244	12,975	3,679,219
16 県 支 出 金		6,408,492	361,082	6,769,574
	1 県 負 担 金	3,758,455	341,953	4,100,408
	2 県 補 助 金	2,010,442	27,801	2,038,243
	3 委 託 金	639,595	△8,672	630,923
18 寄 附 金		5,916	300	6,216
	1 寄 附 金	5,916	300	6,216
19 繰 入 金		9,646,693	334,024	9,980,717
	1 特 別 会 計 繰 入 金	14,604	4,384	18,988
	2 基 金 繰 入 金	9,632,089	329,640	9,961,729
22 市 債		17,151,400	△3,200	17,148,200
	1 市 債	17,151,400	△3,200	17,148,200
歳 入 合 計		117,394,835	1,092,765	118,487,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		670,766	△7,603	663,163
	1 議 会 費	670,766	△7,603	663,163
2 総 務 費		16,417,638	310,454	16,728,092
	1 総 務 管 理 費	14,000,523	469,319	14,469,842
	2 徴 税 費	1,328,120	△15,055	1,313,065
	3 戸籍住民基本台帳費	589,284	△3,005	586,279
	4 選 挙 費	286,215	△145,660	140,555
	5 統 計 調 査 費	132,450	3,916	136,366
	6 監 査 委 員 費	81,046	939	81,985
3 民 生 費		37,211,186	1,015,000	38,226,186
	1 社 会 福 祉 費	17,911,259	1,003,029	18,914,288
	2 児 童 福 祉 費	13,763,977	△31,257	13,732,720
	3 生 活 保 護 費	5,525,779	43,228	5,569,007
4 衛 生 費		17,446,885	△40,045	17,406,840
	1 保 健 衛 生 費	2,726,627	△23,085	2,703,542
	2 斎 場 費	477,479	△2,523	474,956
	3 環 境 費	519,525	△43,959	475,566
	4 清 掃 費	12,902,356	24,170	12,926,526
	8 生 活 排 水 処 理 費	205,453	5,352	210,805
6 農 林 水 産 業 費		3,287,333	△6,363	3,280,970
	1 農 業 費	2,422,010	△5,526	2,416,484
	2 林 業 費	207,611	△4,540	203,071
	3 水 産 業 費	239,955	△1,568	238,387
	4 農 業 集 落 排 水 費	417,757	5,271	423,028
7 商 工 費		1,463,507	△8,414	1,455,093
	1 商 工 費	1,463,507	△8,414	1,455,093
8 土 木 費		15,394,600	△98,244	15,296,356
	1 土 木 管 理 費	263,467	△22,900	240,567
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,635,648	△34,936	5,600,712
	3 河 川 費	290,714	△12,833	277,881
	5 都 市 計 画 費	8,702,490	△19,569	8,682,921
	6 住 宅 費	435,610	△8,006	427,604
9 消 防 費		4,075,385	△2,980	4,072,405
	1 消 防 費	4,075,385	△2,980	4,072,405
10 教 育 費		11,116,107	△69,040	11,047,067
	1 教 育 総 務 費	1,948,949	33,463	1,982,412

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小 学 校 費	3,364,485	△21,632	3,342,853
	3 中 学 校 費	1,987,892	△5,825	1,982,067
	4 幼 稚 園 費	1,638,035	△47,741	1,590,294
	5 社 会 教 育 費	1,590,737	△2,486	1,588,251
	6 短 期 大 学 費	586,009	△24,819	561,190
歳 出	合 計	117,394,835	1,092,765	118,487,600

第2表 継続費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	応急診療所及び教育委員会庁舎整備事業	743,920	平成27年度	
				平成28年度	743,920

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市運動施設（津地域）指定管理委託	平成28年度から 平成33年度まで	367,049
津市産業・スポーツセンター指定管理委託	平成28年度から 平成33年度まで	832,000
津市まん中老人福祉センター指定管理委託	平成28年度から 平成32年度まで	52,943
津なぎさまち内旅客船ターミナル指定管理委託	平成28年度から 平成32年度まで	192,170
給食センター調理・配送等業務委託	平成28年度から 平成33年度まで	914,712

第4表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
農業生産基盤整備事業	71,700	68,500

継続費についての前々年度末までの
当該年度以降の支出予定額並びに事

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	1	応急診療所及び 教育委員会庁舎 整備事業	27					
			28	743,920		639,800		104,120
			計	743,920		639,800		104,120

支出額、前年度末までの支出額及び 業の進行状況等に関する調書

(単位：千円、%)

前々年度末 までの支出額	前年度末 までの支出額	当該年度 支出予定額	当該年度末まで の支出予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の総額 に対する進捗率
				743,920	100.0
				743,920	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわ
での支出額及び当該年度以降の

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額	
		期 間	金 額
津市運動施設（津地域）指定管理委託	367,049		
津市産業・スポーツセンター指定管理委託	832,000		
津市まん中老人福祉センター指定管理委託	52,943		
津なぎさまち内旅客船ターミナル指定管理委託	192,170		
給食センター調理・配送等業務委託	914,712		

たるものについての前年度末ま 支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
平成28年度から 平成33年度まで	367,049				367,049
平成28年度から 平成33年度まで	832,000				832,000
平成28年度から 平成32年度まで	52,943				52,943
平成28年度から 平成32年度まで	192,170				192,170
平成28年度から 平成33年度まで	914,712			34,735	879,977

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
G I つつじ賞王座決定戦開催事業	平成 2 8 年度	5,746
G I 女子王座決定戦開催事業	平成 2 8 年度	8,822

平成 27 年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 4 4, 3 1 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5, 2 5 6, 6 7 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 収 入		43,511,664	1,744,315	45,255,979
	1 事 業 収 入	23,054,274	1,696,469	24,750,743
	5 繰 越 金	1	47,846	47,847
歳 入 合 計		43,512,358	1,744,315	45,256,673

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 費		43,111,244	1,506,215	44,617,459
	1 総 務 費	506,306	△13,749	492,557
	2 事 業 費	41,773,304	1,519,964	43,293,268
2 基 金 積 立 金		112,341	238,100	350,441
	1 基 金 積 立 金	112,341	238,100	350,441
歳 出 合 計		43,512,358	1,744,315	45,256,673

債務負担行為で翌年度以降にわ
での支出額及び当該年度以降の

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額	
		期 間	金 額
G I つつじ賞王座決定戦開催事業	5,746		
G I 女子王座決定戦開催事業	8,822		

たるものについての前年度末ま 支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
平成 2 8 年度	5,746			5,746	
平成 2 8 年度	8,822			8,822	

平成 27 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 2 6, 9 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2, 0 9 7, 4 3 8 千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 8 1 3 千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,063,578	△136,291	5,927,287
	1 国民健康保険料	6,063,578	△136,291	5,927,287
5 国庫支出金		6,284,966	13,705	6,298,671
	1 国庫負担金	4,809,004	13,705	4,822,709
8 県支出金		1,482,190	13,705	1,495,895
	1 県負担金	170,366	13,705	184,071
9 共同事業交付金		5,694,737	928,235	6,622,972
	1 共同事業交付金	5,694,737	928,235	6,622,972
11 繰入金		1,413,170	505,847	1,919,017
	1 繰入金	1,413,170	505,847	1,919,017
12 繰越金		1	1,712	1,713
	1 繰越金	1	1,712	1,713
歳入合計		30,770,525	1,326,913	32,097,438

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		420,725	△7,541	413,184
	1 総務管理費	293,002	△7,541	285,461
7 共同事業拠出金		5,694,757	955,645	6,650,402
	1 共同事業拠出金	5,694,757	955,645	6,650,402
11 諸支出金		50,140	378,809	428,949
	1 償還金及び還付加算金	36,251	378,790	415,041
	2 繰出金	13,889	19	13,908
歳出合計		30,770,525	1,326,913	32,097,438

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		13,889	19	13,908
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	13,889	19	13,908
歳 入 合 計		25,794	19	25,813

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		19,755	19	19,774
	1 施 設 管 理 費	19,755	19	19,774
歳 出 合 計		25,794	19	25,813

平成27年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205,416千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,538,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		5,665,384	340	5,665,724
	1 介 護 保 険 料	5,665,384	340	5,665,724
3 国 庫 支 出 金		6,054,227	604	6,054,831
	2 国 庫 補 助 金	1,456,447	604	1,457,051
5 県 支 出 金		3,756,090	302	3,756,392
	2 県 補 助 金	92,013	302	92,315
7 繰 入 金		3,715,243	△9,742	3,705,501
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,715,243	△9,742	3,705,501
8 繰 越 金		3	213,912	213,915
	1 繰 越 金	3	213,912	213,915
歳 入 合 計		26,333,446	205,416	26,538,862

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		403,520	△10,044	393,476
	1 総 務 管 理 費	128,222	△9,540	118,682
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	80,914	△504	80,410
3 地 域 支 援 事 業 費		496,132	1,548	497,680
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	428,700	1,548	430,248
6 諸 支 出 金		12,201	213,912	226,113
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,201	213,912	226,113
歳 出 合 計		26,333,446	205,416	26,538,862

平成27年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,226千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,760,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		3,347,846	△2,226	3,345,620
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,347,846	△2,226	3,345,620
歳 入 合 計		5,762,276	△2,226	5,760,050

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		87,917	△2,226	85,691
	1 総 務 管 理 費	70,092	△2,226	67,866
歳 出 合 計		5,762,276	△2,226	5,760,050

平成27年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,641千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ426,148千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 入 金		56,915	8,641	65,556
	1 一 般 会 計 繰 入 金	56,915	8,641	65,556
歳 入 合 計		417,507	8,641	426,148

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		26,274	968	27,242
	1 総 務 管 理 費	26,274	968	27,242
2 事 業 費		350,558	7,673	358,231
	1 市 営 浄 化 槽 事 業 費	350,558	7,673	358,231
歳 出 合 計		417,507	8,641	426,148

平成27年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ554,540千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		417,757	5,271	423,028
	1 繰 入 金	417,757	5,271	423,028
5 繰 越 金		1	59	60
	1 繰 越 金	1	59	60
歳 入 合 計		549,210	5,330	554,540

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		4,761	5,330	10,091
	1 総 務 管 理 費	4,761	5,330	10,091
歳 出 合 計		549,210	5,330	554,540

平成27年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ649千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ680,421千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		606,768	△649	606,119
	1 繰 入 金	606,768	△649	606,119
歳 入 合 計		681,070	△649	680,421

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		493,762	△649	493,113
	1 事 業 費	493,762	△649	493,113
歳 出 合 計		681,070	△649	680,421

平成 2 7 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 3 8 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 5, 4 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		1	4,389	4,390
	1 繰越金	1	4,389	4,390
歳 入 合 計		61,085	4,389	65,474

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		27,234	4,389	31,623
	1 総務管理費	27,234	4,389	31,623
歳 出 合 計		61,085	4,389	65,474

平成27年度津市一般会計補正予算（第7号）

平成27年度津市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,668,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		15,141,665	80,486	15,222,151
	1 国庫負担金	11,457,717	80,486	11,538,203
19 繰入金		9,980,717	54,714	10,035,431
	2 基金繰入金	9,961,729	54,714	10,016,443
22 市債		17,148,200	45,900	17,194,100
	1 市債	17,148,200	45,900	17,194,100
歳入合計		118,487,600	181,100	118,668,700

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		676,608	181,100	857,708
	2 公共土木施設災害復旧費	389,753	181,100	570,853
歳出合計		118,487,600	181,100	118,668,700

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	29,500
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	116,400

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公共土木施設災害復旧事業	87,300	133,200

津市公告第 1 4 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市牧町字北浦441番2ほか9筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市大門15番1号
日企不動産有限会社
代表取締役 古市 齊司

津市公告第 1 4 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 7 年 1 2 月 1 9 日

2 抑留期間 平成 2 8 年 1 月 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市河芸町 東千里	雑種	黒茶	雄	中	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 2 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

427122801

公 告 日	平成27年12月28日	工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	平成27年度農基第2-1号 中山排水機場ポンプ設備（2号ポンプ用原動機）部品取替修繕			
工 事 場 所	津市 栗真中山町 地内			
工 事 概 要	2号ポンプ用原動機部品取替修繕 一式 弾性ゴムカップリング 1組			
工 期	契約締結の日から 平成28年3月30日 まで			
発 注 業 種	機械器具設置			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ア`ロック】	【地区】	【格付】
		【ア`ロック】	【地区】	【格付】
		【ア`ロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間の官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された農業用施設等（ポンプ場、排水機場、処理場）のポンプ 設備に係るディーゼルエンジンの製作、据付工事又は修繕で元請契約金額又は一次下 請金額が170万円以上。ただし、下請についても機械器具設置工事又は修繕に限る。		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（本市発注工事における専任配置）	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること （審査基準日：平成25年10月1日～平成26年9月30日）			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成28年1月15日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成28年1月15日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成28年1月8日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成28年1月13日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成28年1月15日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成28年1月20日 午前10時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	1,900,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。			

津市上下水道事業公告第 2 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画及び安濃都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧を供します。

平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道局下水道建設課

津市上下水道事業公告第 2 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、三重県知事より松阪都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧を供します。

平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道局下水道建設課